

MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要 (沖縄県まぐろ一本釣・曳縄漁業)

I. 申請者

名 称： Marine Link 株式会社
代 表 者： 代表取締役社長 ^{あまの ふみお} 天野 文男
所 在 地： ^{いへやむらあざがきや} 沖縄県伊平屋村字我喜屋217-30

II. 申請された漁業の概要

認定対象魚種： マグロ類
キハダ (*Thunnus albacares*)
メバチ (*Thunnus obesus*)
ビンナガ (*Thunnus alalunga*)
クロマグロ (*Thunnus orientalis*)
漁 獲 方 法： 一本釣・曳縄
認 証 対 象 者： 伊平屋村漁業協同組合所属漁船 3 隻
国頭漁業協同組合所属船 15 隻
伊江漁業協同組合所属船 10 隻
宮古島漁業協同組合所属船 9 隻
八重山漁業協同組合所属船 28 隻
漁 場： 沖縄県周辺海域



キハダ



メバチ



ビンナガ



クロマグロ

III. 審査開始日

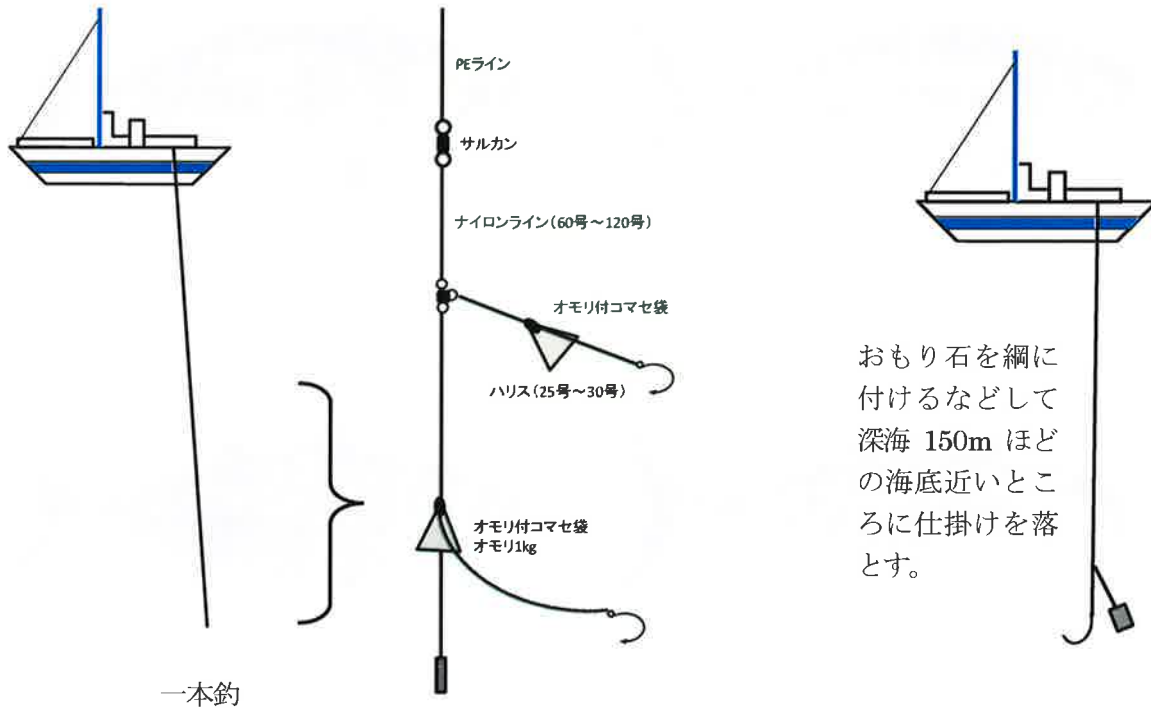
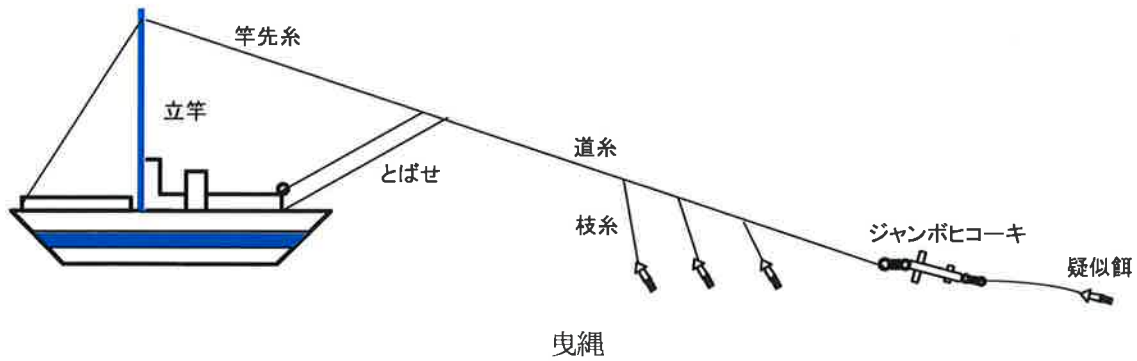
審査開始日： 2016年12月9日

IV. 漁業の概要

1. 漁業実態

(1) 概要

- ・沖縄県では、平成17年度からマグロ類、カツオ类等回遊性魚類を対象として設置してきた表層型浮魚礁（パヤオ）を維持管理費の低廉な表中層型浮魚礁および中層型浮魚礁へと順次更新している。現在、沖縄県周辺海域には、県が沖合海域に設置した70基と、漁協、市町村が沿岸海域に設置した約200数十基の浮魚礁が、漁業の生産性の向上に寄与している。
- ・主にキハダ、メバチ、ビンナガを対象として、沖縄県周辺海域の浮魚礁周辺にて集魚灯を用いた一本釣漁で操業している場合と昼間操業の場合がある。小型の漁船に、錘付きコマセ袋と針からなる漁具（仕掛け）を積載させて漁を行う。
また、表層で漁獲した場合、魚肉がやけて品質が落ち、価格も安価になるので、水深150mある海底近くのマグロを狙っての操業を行う例が増えている。曳縄で操業しているものもある。

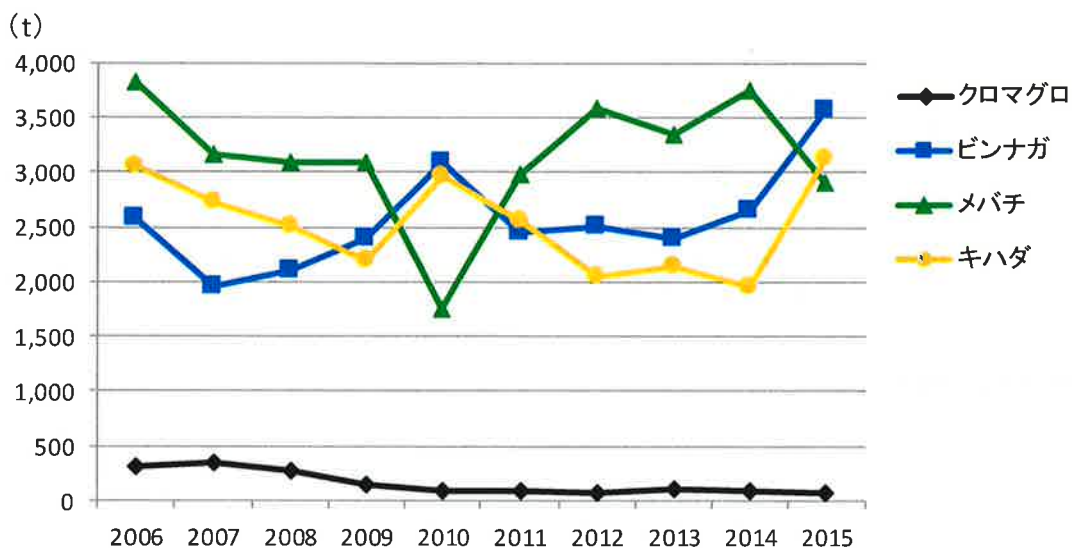


(2) 漁獲量

- ・沖縄県内のマグロ類の漁獲量は、概ね9千トン前後で推移している。

沖縄県におけるマグロ類の漁獲量推移（単位：トン）

年	マグロ類計	クロマグロ	ビンナガ	メバチ	キハダ
2006	10,919	319	2,591	3,821	3,067
2007	9,077	347	1,956	3,161	2,739
2008	9,036	273	2,108	3,098	2,515
2009	8,688	142	2,409	3,093	2,200
2010	8,565	98	3,099	1,760	2,967
2011	8,750	95	2,464	2,982	2,563
2012	8,755	82	2,503	3,587	2,047
2013	8,746	115	2,404	3,344	2,146
2014	9,021	87	2,663	3,762	1,960
2015	10,332	81	3,579	2,917	3,125



沖縄県におけるマグロ類の漁獲量推移（魚種別）

出展：農林水産統計データ

2. 資源管理体制・検査管理体制

- ・いずれも15トン未満の漁船を使用した一本釣漁で一部曳縄。漁業許可（沖縄漁業調整規則）制度の対象外であるが、一方で、各漁協では、組合員の資格審査や管理を行っているほか、それぞれの組合員の操業形態や大まかな漁場を把握し管理している。
- ・クロマグロ以外のマグロ類については、漁獲量に関する取り決めなどはないが、集魚灯の用いる一本釣漁においては、集魚灯の出力制限である5kwhを遵守し、また、浮漁礁を利用する曳縄については、沖縄県海区漁業調整委員会指示（指示28第1号：2016年3月22日）に基づき適切に操業している。
- ・各漁協は、沖縄県水産課より提供されたクロマグロの漁獲規制に関する文書を対象組合員に対して手交している。
- ・対象としているマグロ類のうち、クロマグロは国によりその漁獲量が厳格に管理され、漁協がこ

れを監視している。

- ・各漁協とも、すべての組合員からマグロ類を入手した際に、仕入先元帳に組合員別に記帳している。
- ・伊平屋漁協の組合員等は、久米島とお互いに情報交換を行い切磋琢磨している。
- ・市場が開放されている漁協では県へセリデータと毎月漁獲状況を報告している。それ以外の漁協でも年に一度国への報告をしている。

3. 資源の生態学的観点からの研究

- ・マグロ類は、条鰭綱スズキ目サバ科マグロ属に属する。体型は紡錘型で筋肉中の血管は奇網（動脈と静脈が網細管状で近接した網状）となっており、筋肉温度を高く代謝率を効率よくし、長時間高速で遊泳できる。
- ・キハダは、全長 1~1.5m のものが多い。第 2 背鰭と尻鰭が黄色で鎌状に長い。体全体もやや黄味がかっている。
- ・メバチは、全長 2m ぐらいで、眼が他種よりも大きい。胸鰭は長い。日中は他種よりも深層に生息する。
- ・ビンナガは、全長 1m 程度で比較的小型である。幅広い長い胸鰭を有し、トンボとかシビと呼ばれることがある。熱帯、亜熱帯海域に広く分布する。
- ・クロマグロは、全長 3m 程度となる。マグロ属の中で胸鰭が短く第 2 背鰭基部まで届かない特徴がある。熱帯から温帯域まで広く分布する。若魚をヨコワ、メジ、シビ（クロシビ）などと呼ばれる。
- ・高度回遊性魚類であるマグロ類は、回遊範囲ごとに設立された地域漁業管理機関において資源管理が行われている。
- ・マグロ類の資源状況は国立研究開発法人水産研究・教育機構 HP の「国際漁業資源の漁況」に年度毎に詳細に調査・解析結果が掲載されている。

4. 環境保全の取り組み

- ・各組合では、漁具で使用する電池や弁当ゴミ等を持ち帰るよう、各組合員に指導している。
- ・各組合が主導して、年に 1 度海浜清掃を実施している。
- ・放置漁具はない。

5. 無用な漁獲等の実態・軽減・回避

- ・沖縄県水産海洋技術センターにおいて、漁獲量等の把握が継続的に行われている。
- ・サメの捕獲があった場合には、リリースしている。
- ・漁業者等は国等が実施している調査や規制等を的確に認識し遵守している。
- ・一本釣で釣針は特別サイズなので、ほとんど混獲はないが、漁業効率から無用な混獲は回避している。対象魚としてはマグロ類のほか、サワラ、ツムブリ（ブリ属ではなくアジ属の魚種）である。

沖縄まぐろ一本釣り・曳縄漁業認証のポイント（FAO ガイドライン、パラ 28～32 関連）

（1）管理システム（考慮対象魚種及び生態系への影響に関しての管理がしっかりしているか？漁業者や地域の情報・知恵を含め適正な評価を考慮し管理しているか？）

- ・いずれも 15 トン未満の漁船を使用した一本釣り漁で一部曳縄。漁業権や漁業許可（沖縄漁業調整規則）の必要はない。一方で、各漁協では、組合員の資格審査や管理を行っているほか、それぞれの組合員の操業形態や大まかな漁場を把握し管理している。
- ・クロマグロ以外のマグロ類については、漁獲量に関する取り決めなどはないが、集魚灯の用いる一本釣りにおいては、集魚灯の出力制限である 5 kwh を遵守し、また、浮漁礁を利用する曳縄については、沖縄県海区漁業調整委員会指示（指示 28 第 1 号：2016 年 3 月 22 日）に基づき適切に操業している。
- ・各漁協とも、すべての組合員からマグロ類を入手した際に、仕入先元帳に組合員別に記帳している。
- ・伊平屋漁協の組合員等は、久米島とお互いに情報交換を行い切磋琢磨している。

（2）考慮対象魚種資源（資源レベルは適当か？枯渇レベルに近い場合は回復させる管理をしているか？）

- ・高度回遊性魚類であるマグロ類は、回遊範囲ごとに設立された地域漁業管理機関において資源管理が行われている。
- ・各組合では、漁具で使用する電池や弁当ゴミ等を持ち帰るよう、各組合員に指導している。

（3）漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮（対象魚種以外の魚類資源の混獲し絶滅の危機にさらしていないか？その他の生態系に深刻な結果をもたらすと思われる悪影響ないか？その対応策は？）

- ・釣針のサイズは 4cm ほどであり、小型魚は漁獲されない。また、漁業者はパヤオ（浮漁礁）の場所や海底地形を熟知しており、無用な混獲はしていない。
- ・マグロ類以外では、サワラ、ツムブリ（アジ科ツムブリ属でブリ属ではない）が対象種である。

沖縄まぐろ一本釣り・曳縄漁業認証に関する管理の特長

マグロは地域漁業委員会において資源管理のあり方を受け持ち、国が管理する国際資源である。沖縄県内の該当漁業からマリンリンク社が仕入れるマグロ類を漁獲しているのは 15 トン未満船漁船からであり、漁法は一本釣り又は引縄釣りである。沖縄ではマグロ類はビンナガマグロ、メバチ、キハダが主体である。クロマグロは各漁協で年間 0～2 尾程度でありほとんど漁獲されない。その際、パヤオ（浮漁礁）や集魚灯を使用するが多い。集魚灯は、5 kwh 以下に出力を抑えられている。パヤオの数なども沖縄県海区漁業調整委員会などの場で話し合い管理がされている。表層近くで漁獲すると漁獲したマグロの身質がやけることが多く、最近では水温が比較的低い水深 150メートル程度の海底付近でイカなどの餌をつけての漁法（深海釣り）を行う漁業者が増えているとのことである。これは漁獲数量を狙ってでなく、魚価の向上を狙っているもので、資源保護にも寄与していると思われる。